LAA LIGHT AUTO AUCTION Kansai オートオークション運営規定

第1章　出品規定

第1条　出品の制限

LAAはオークションの運営を円滑に行うために必要がある場合、台数、年式、型式等によって出品車を制限することがある。

第2条　出品条件

1. LAAと参加契約済であること。
2. 一般走行、安全走行ができ、ガス漏れ、オイル漏れ等の危険のない車輌であること。
3. 走行可能なバッテリーを搭載した車輌であること。
4. 出品制限車でないこと。（第4条による）
5. 譲渡書類が完備し、書類規定に充足するものであること。
6. LAAの検査を受けること。
7. 出品車に出品申込書が積み込まれていないものは、出品できないものとする。
8. ジャッキ、工具、スペアタイヤが完備していること。

第3条　出品店義務

1. 出品店は車輌の出品に際して、出品車輌の車歴、仕様、品質、瑕疵の程度等を誠実に申告しなければならない。
2. 出品申込書は、セリ市場に於ける契約書とみなすので、明確かつ慎重に記入すること。
3. 出品店は、出品申込書に車名、年式、形状、グレード、装備等の基本事項を必ず記入しなければならない。
4. LAAの検査の結果について、出品店は、責任を負うものとする。
5. 出品車の不具合箇所があるにもかかわらず、故意に申告しなかった場合、LAAは出品店に対して、参加制限、参加停止、金銭ペナルティを科すものとする。
6. オークション終了後1時間以内に限り、オークション開催日の翌々月までの検査期限の車輌については、落札店側より抹消の依頼があった場合、抹消登録後の書類を提出するものとする。
7. 落札店からクレーム及び、トラブルにかかわる申告があった際、LAAの調停に協力し調停が難航した場合には、LAAの裁定に従うこと。
8. テレビ、ナビ、リモコンスイッチ、保証書等簡単に持ち出しできるものは、出品店で保管し、成約後LAAに提出するものとする。（車輌積込のままで盗難等に関しては、出品店の責任とする。）
9. 成約車輌がオークション会場内で動かなくなった時は出品店の責任とし、オークション会場から搬出できる状態にすること。車輌にかかる経費は出品店負担とする。
10. 車検切れの出品車は、出品店側でプレート切りを厳守すること。

第4条　出品制限車

1. 盗難車、接合車（通称ニコイチ）、差押さえ車、抵当権付車、解体車等と現状営業ナンバー車、現状レンタカー、車台ナンバー、改竄車。
2. 車輌運送法等により、車検の受からないもの。（但し、部品交換等で可能なものは除く）

3. 未登録の国産車及び輸入車。(但し、予備検(完成検査)付き車は翌月末まで期限のあるものは出品可とする)
4. その他出品車輌としてふさわしくないとLAAが判断した車輌。

第5条　出品申込書記入方法

出品店は、次のことに注意して出品申込書に虚偽の申告、誤記入、記入漏れがなく正確に記入すること。
又、誤解を招く様な紛らわしい不適切な記入の仕方は絶対しないこと。

1. 会員No.、会員名、スタート価格、希望価格を必ず記入する。
2. 出品ブロック及びコーナーの指定を記入する。(記入無き場合は、前日及び該当コーナーでの出品)
3. 年式とモデルが違う場合、必ず出品店記入欄に明記する。(年式欄には、車検証の初年度登録を記入、出品店記入欄には、年式モデルを記入)・前期、後期及び、前期モデル、後期モデルと記入の場合は、その車輌の年式をベースにモデルチェンジ、マイナーチェンジした時点を境に前期、後期と区別する。
4. 車歴表示でリース車は自家用扱い、自家用以外は、所定の欄に記入する。未記入は自家用扱いとみなす。
5. 車検付き車輌は、その有効年月を明記する。
6. 標準装備の部品が欠品及び、不良の場合は記入する。
7. レスオプションの場合は、レスした部品を記入する。
8. セールスポイントとして記入した場合で、その部品が不良の場合は記入する。
9. 社外(外品)部品の場合、部品名の前か後に外品又は社外と記入する。
10. 乗車定員を明記する。また、構造変更にて定員が変わった場合は、その旨を出品店記入欄に記入する。
11. 外車、逆輸入車等は、ディーラー車か並行車及び右ハンドルか左ハンドルかも記入する。
12. ①走行距離が不明の場合、走行記入欄に計器表示距離と「フメイ」の記入欄に「*」「#」と記入し、注意事項欄には「メーター改竄車」(*)、「走行不明車」(#)と記入する。
    ②走行距離の記入は、通常、現メーターの走行距離を記入するが、10万単位の表示の無い車輌(軽自動車等)で10万km以上走行しているものはその実走行距離を記入すること。
    ③メーター交換の記入が有る新車保証書、もしくは点検記録簿(LAAの認めたもの)が有る車輌は、出品申込書の記入欄に、合計距離を記入し、走行記入欄「フメイ」の記入欄に「$」、注意事項欄にメーター交換時の距離を記入して、メーター交換記録簿の コピーを添付のこと。(原本は書類と同送すること)尚、コピーが無い場合は走行不明扱いとなる。
13. 外装色のカラー、カラーNo.は必ず記入する。
14. 色替車の場合、色替記入欄に「色替車」と記入する。不適切な記入は、クレーム対象とする。
15. 車検付車の出品で"自賠責なし"は受付しない。万一、出品申込書に記入が有っても無効とする。(出品店で加入のこと)
16. 名変期限を指定する場合は、名変期限の欄にその期限を記入する。無記入の場合、名変期限が翌月末までとみなすので、指定のない場合は記入しないこと。ただし、名変期限はオークション開催日から20日以上は必要とし、それより短いものについては記入しても無効とする。
17. コーションプレートの無い車輌を出品する場合は、その旨を出品申込書の出品店記入欄に明記する。
    記入無き場合は、クレーム対象となる。この場合のクレーム受付期間はオークション日を含めた6日後(火曜日)の正午までとする。
18. 「新車保証書」「新車整備手帳」及び「取扱説明書」の有る場合は、各欄に丸印又は出品店記入欄に記入する。
19. 8ナンバー登録車は、登録内容(キャンピング、放送宣伝等)を記入の上、装備品に対して欠品、もしくは、改造等も記入のこと。
    尚、検査証のコピーをフロントガラスに貼ること。
20. 修復歴がある場合は、出品店記入欄に修復箇所を記入する。
21. ワンオーナー車とは新車登録時の使用者名義が基本とするが、商品登録の名義変更は何回されても可とする。(新車時に商品登録されたものは該当しない。)
22. 名義変更中で出品の場合は、出品店記入欄に『名義変更中、プレート後日』と明記する。又、プレートナンバー記入欄にも『名義変更中』と記入する。(ナンバープレート後日と明記された車輌は原則的に封印に関しては欠品であるということをご了解願います。)

23. 車台ナンバーの識別が困難である等の理由から、車台ナンバーが打ち直された（職権打刻）車輌については、その旨を出品店記入欄に明記する。
24. ①リサイクル料金（預託金）の記入方法は、出品申込書のR券欄および注意事項欄に
    イ.リサイクル料金預託済みの場合　＝　R券 有に丸印で囲み、預託金欄に預託金額合計を記入のこと
    ロ.リサイクル料金未預託の場合　＝　R券 無に丸印で囲む
    ※無記入の場合、基本的に未預託として扱いますが、預託金額が記入されているものは有効にします。

第6条　出品手続き

1. 出品申込書に基本事項を記入し、出品車輌のダッシュボードの上または、助手席の上に置く。
2. 所定の搬入時間内にLAAに搬入する。
3. 所定のLAA出品車置き場に係員の指示に従って整然と並べる。
4. 当該開催で流れた車輌、及び落札した車輌を引き続き次回開催に出品する手続きを出品代行とし、その手続きは土曜日午後5時までLAA営業課に委託することができる。（ただし、代筆による間違いは一切責任を負わないものとする。）

第7条　搬入

1. 出品車以外の搬入は厳禁とする。
2. 搬入時間を厳守すること。
3. 出品申込書を確認の上、LAA担当者の指示の通り、出品車置き場に整然と並べること。
4. 出品申込書がない場合は、LAA営業課まで連絡の上、車内にメモ等確認できる物を入れること。
5. 第4項を実行していない場合、出品規定第2条第7項が適用され、出品保留となる。

第8条　出品内容の変更、訂正

1. 出品申込書の掲載内容が、出品車輌と異なっている場合、出品店はLAAに申告しなければならい。
   また、その異なった内容の全責任は出品店が負うものとする。
2. 申告はセリ開始の最低1時間前までにLAA営業課に申告し、変更、訂正しなければならない。
3. オークション開催日までの変更、訂正はLAA営業課までFAX又は、電話にて連絡すること。この際、担当者名を必ず確認しておくこと。
4. 元々出品申込書に記入してあるものから、「不明」、「?」、への訂正はできない。どうしても正しいことがわからない場合は出品を取り消すこと。

第9条　セリ価格調整

1. 原則として立ち会い調整とする。
2. オークション当日不在の場合は、代行価格調整はできる。この場合は、LAAに該当車輌のセリが始まる200台前迄に売りたい価格を所定の用紙にて申告のこと。（スタート価格と希望価格の差は最高50万円迄とする。）

第10条　コンダクター権限（価格調整権限、再セリ）

1. コンダクター（調整人）はセリ状況によりスタート価格を変更できる権限を有するものとする。
2. 出品店の立会価格調整がない場合、調整人は希望価格に対して33,000円の調整権限を有するものとする。
3. 調整室へ来られた場合、……円以上は13,000円、……円くらいは33,000円の調整幅をコンダクター権限とする。
4. 出品申込書の調整価格又は、LAAに売切り価格を指示された場合、基本的には申告された金額以上で売切りを行うが、コンダクターの判断により13,000円下より売切る場合がある。
5. 再セリは、原則として行わない。

第11条　商談の受付

流札車輌の購入を希望する者は、商談コーナーにて受付を行う。（会場外の端末での参加会員は各所定の用紙にてファクシミリによる受付とする。）

指定された用紙に落札店が記入した希望購入価格を出品店が了解し、出品店及び落札店がその用紙にサインをした時に、成約とする。尚、商談コーナーにおいては、次のことを遵守すること。

1. 最終応札価格の1万円以上からの受付とする。(但し、普通車で応札50万円以上は3万円以上)
2. 応札がない場合は、スタート価格の3万円以上からの受付とする。(但し、0→10コーナーは除く)
3. 商談受付時にはIDカードを提示し、出品番号、会員番号を申し出ること。
4. セリ終了後10分以内は、応札順位を優先とする。
5. 商談受付後、30分以内に成立しない場合は、流札とする。
6. 希望価格の未記入は受付しない。
7. 流れの最終応札価格・成約価格・商談有り無しの問合せは、下見検索システムを利用すること。
8. 指定された用紙に、落札店が先に個人名でサインし出品店が個人名でサインをした時点で成約とする。(但し、ノーサインでも落札店の希望価格で出品店がOKした場合はその時点で成約とする。)
9. 以下の商談は原則として受付けない。
   - 電話連絡による商談。
   - セリ中、既に出庫されている車の商談。
   - セリ前の商談やオークション終了後の商談。
   - 出品店よりの逆商談。
   - 基本の商談受付価格以下での商談。

第12条　当日キャンセル

1. 当日ペナルティキャンセルの受付時間は落札店・出品店の一方からの申出により当該出品車セリより2時間以内、オークション終了後は最長1時間以内とする。
2. ペナルティとして申告店は相手方に5万円を支払うとともに、LAAに全手数料を支払うこと。
3. これ以降のキャンセルについては一切受付しない。
4. 商談落札のキャンセルも受付しない。

第13条　流れ車

1. 流れ車は、オークション開催週の土曜日の午後5時までに引き取るものとする。
2. 流れ車は、オークション開催週の土曜日の午後5時を過ぎると自動的に再出品となる。
3. 事情により引取りが遅れる場合は、LAA営業課までFAX又は、電話にて引取予定日、時間、出品番号、車名、会員ナンバー、会員名を連絡すること。
4. 第3項で営業課の担当者名を必ず確認しておくこと。
5. 第3項で連絡後、LAA内に放置している車輌は、長期滞留車及び、放置車として強制処分を行うものとする。(ペナルティ対象)
6. 第2項での再出品手数料は自動的にかかるものとする。
7. 再出品でコーナー、価格等の変更及び、訂正事項があれば土曜日の午後5時までにLAA営業課まで連絡を入れること。

第14条　落札車

1. 落札車も基本的には出品規定第13条第1項及び、第3項〜第5項に準ずるものとする。
2. 落札車は、申告がない限り再出品はしない。

第15条　長期滞留車及び、放置車の罰則と強制処分

1. 第13条、第14条を厳守しない場合は、長期滞留車として次の処分を行うものとする。
   - 場外駐車場等への移動。
   - 移動中及び、場外における事故損傷、盗難等についてLAAは一切責任を負わないものとする。
   - ペナルティを科すものとする。尚、徴収に応じない時は、保証金より差引くものとする。

   ※ 開催日より14日以上搬出されなかった場合は、5,000円　以後7日経過毎に、10,000円を追加する。

2. 出品車、落札車、流れ車以外の所有者不明の放置車は、1週間の警告期間を経過後、強制的に処分することとする。後日、所有者が名乗り出てもその責任は一切負わないものとする。又、ペナルティと移動・処分に費用を要した金額を請求することとする。

第16条　手数料

1. 出品料、成約料、落札料、商談落札料、検査付車輌のオークション手数料は、別表にて定めるものとする。
2. 出品申込書の代筆手数料は、1,000円とする。
3. ナンバープレートの取り外し、取り付けは、各1,000円とする。
4. 出品申込書は1枚20円（1冊50枚1,000円）で計算書にて精算するものとする。
5. 出品受付後の出品取消は、事情を問わず手数料の返却はしないものとする。
6. 出品番号確定後、出品制限車であることが判明したときでも、手数料の返却はしないものとする。
7. 抹消手数料は5,000円を徴収することとする。

※ ただし、諸般の情勢により改定する場合がある。

※ 消費税別途

◎ 本規約上の『全諸経費』及び『全手数料』とは以下の通り
　全諸経費…出品料・成約料（検付手数料含む）・落札料・往復の車輌陸送代・LAAが認めるその他の諸経費。
　全手数料…出品料・成約料（検付手数料含む）・落札料

第2章 検査規定

第17条　目的

LAAで取り扱う出品車輌の品質表示、取引における良好な市場環境を維持することを目的とする。

第18条　出品店義務

1. 出品店は出品規定に基づき、出品検査を行うものとする。
2. 出品店は、出品検査をした結果を出品申込書に正確に記入し、結果については責任を有するものとする。
3. 出品店は、LAA品質検査による見落としがあっても、出品店としてその責任を負うものとする。

第19条　LAA検査

1. LAAに出品するすべての出品車輌は、LAAの検査員による出品検査を経て出品するものとする。
2. 検査員は、LAAの検査規定により認定を受けた者とする。

第20条　品質評価基準

1. LAAは、修復歴車、粗悪車、改造車及び冠水車、接合車等の品質基準を次に定める。
　① 修復歴車とは、車体部（主に内側）の骨格部の損傷により、部位交換あるいは修正・補修したものとし、次のいずれかに該当する車輌とする。
　　a. サイドメンバー交換・修正したもの、修正を要するもの。
　　b. クロスメンバーの交換・修正機跡のあるもの。
　　c. インサイドパネルの交換・修正したもの、修正を要するもの。
　　d. ピラーの交換・修正したもの、修正を要するもの。
　　e. ダッシュパネルの交換・修正したもの、修正を要するもの。

f. ルーフパネルの交換をしたもの。
g. フロア・トランクフロアの交換・修正したもの、修正を要するもの。
h. ロッカーパネル（ステップ）等に、修正機跡のあるもの。
i. 上記及びその他LAAにて修復歴車に該当すると判断したもの。

② 粗悪車とは次のいずれかに該当する車輌とする。
a. 腐食のひどいもの。
b. トラック、ダンプ等のセットバック及び荷台の粗悪なもの。
c. ライトバン等の荷台の腐食、凹み等、状態の悪いもの。
d. 内装の汚れがひどいもの、又は悪臭のあるもの。
e. 外装がひどく、外見上悪いもの。
f. 機関部等、走行機能の劣悪なもの。
g. その他常識的判断による粗悪なもの、又は、LAAが粗悪車と判定したもの。

③ 改造車とは、次のいずれかに該当する車輌とします。
a. エンジン内部の改造、規格外エンジンの載せ替え、社外ターボ、社外コンピュータ、VVC等の部品を取り付けた車輌。
b. ミッション載せ替え（AT⇔MT等）ハイドロ装着、極端な車高短・車高上げ等をされたもの。
c. その他LAAにて改造と判断したもの。

④ 冠水車とは、水害や浸水により、水、又は泥等が室内に流れ込み、LAAが冠水車、及び冠水車の疑いと判断したもの。

⑤ 接合車とは、通称二コイチ（2台以上の車輌を接合して作った車）で、部分的な中古部品の交換は可。（LAAの判断による。）

⑥ その他
a. 色替車。（全塗装及び、ボディ部分の腰下色替え等）F・Rバンパー、プロテクターモールの塗装は、色替車としない。

LAA評価点基準

9点　登録後1ヵ月以内の新車同様車で無キズ、無補修であり、走行100km以内のもの。

8点　登録後6ヵ月以内で無キズ、無補修であり走行3,000km以内のもの。

7点　登録後1年以内で、無キズ、無補修であり走行10,000km以内のもの。

6点
・内外装ともほとんど無キズ、無補修で加修の必要がなく、そのまま展示場に並べられるもの。
・30,000km以内でタイヤ山5分山以上のもの。

5点
・内外装とも軽微な加修をすることにより6点に準ずるもの。
・補修跡が1～2パネルで、ボディ外装の部品の交換がないもの。
・走行40,000km以内のもの。
・内外装評価がAのもの。

4.5点
・内外装とも軽微な加修をすることにより5点に準ずるもの。
・ボンネット、ドア等ボルト取り付け部品で1パネルのみ交換したもので仕上げの良好なもの。
・キズ、凹みが少々あるもの。

4点
・目立つキズ、凹み、錆びが数ヵ所あり加修が必要と思われるもの。

・鈑金塗装済で良好なもの。
・内装に汚れ、コゲ等が少々あるもの。
・オールペイント済で良好なもの。

3.5点
・大、小の鈑金や加修を必要とする所が数ヵ所あるもの。
・部分的に補修ボケ、色あせのあるもの。
・内装に目立つ汚れ、コゲ等があるもの。
・色替車。

3点
・リアフェンダー等の溶接部分を交換したもの。
・外装が全体的にボケているもの、塗装状態の悪いもの。
・数ヵ所に腐食、サビのあるもの。
・大、小の鈑金を必要とする箇所が、数ヵ所あるもの。
・外品サンルーフ。
・ラジエーターコアサポートの交換。

2点
・商品化に大幅な加修を要するもの。
・各部に腐食、腐り穴があるもの。
・粗悪車。

1点
・スクラップに近い粗悪車。
・商品価値のないもの。
・消火器散布車。

0点　修復歴車。

改点　改造車

※ 6点以下については特別の年式を考慮しない。機関系、足廻り関係に異状があるものは、程度によって減点する。

LAA内外装評価基準

外装評価

1. 評価A
   - ・新車状態同様のもの。
   - ・無加修および加修の必要がなく、そのまま展示できるもの。
   - ・鈑金塗装済みで仕上がりが良好なもの。
   - ・1～2cmの小キズ、小凹が1～2ヵ所以内のもの。
2. 評価B
   - ・軽微な加修を必要とするもの。不具合内容が商品価値に影響するもの。
   - ・鈑金塗装済で波、ボケ、色ムラ、色違いがあるもの。
   - ・評価A以上のキズ、凹が数ヵ所あるもの。
   - ・ガラスにキズ、ヒビ、ワレのあるもの。
3. 評価C
   - ・大幅な加修を必要とするもの。又は修復不可能なもの。
   - ・鈑金塗装済だが、ボディ全体に再加修が必要なもの。
   - ・サビの多いもの、腐食（穴）のあるもの。
4. 記号
   - ・A→傷
   - ・U→ヘコミ
   - ・S→錆び
   - ・C→腐食
   - ・W→波
   - ・B→鈑金
   - ・P→塗装
   - ・X→交換要
   - ・XX→交換済

内装評価

1. 評価A
   - ・新車状態同様のもの。
   - ・加修の必要はないが、又は必要性の低いものでそのまま展示できるもの。
   - ・内装に目立たない簡単に取れる汚れ等が、全部で2～3ヵ所以内のもの。
   - ・部品の欠品がないもの。
2. 評価B
   - ・軽微な加修を必要とするもの。不具合内容が商品価値に影響するもの。
   - ・内装にコゲ、穴、スレ、破れ等があるもの。ダッシュボードのウキ、変形があるもの。
   - ・大きな部品の欠品がないもの。（ヘッドレスト、シート、内張等）
3. 評価C
   - ・大幅な加修を必要とするもの。又は修復不可能なもの。
   - ・ダッシュボード等に目立つ大きなヒビ割れや、加工跡があり交換を要するもの。
   - ・内装、シート等にひどい汚れ、破れまたはヘタリ等のあるもの。
   - ・室内に強い異臭があり、そのままの状態では展示できないもの。

第21条　検査の結果の尊重・維持

1. LAAの検査員が行った検査結果並びに評価点に関して、LAA及びその検査員に対して一切の責任を負うことはできない。
2. 前項の検査結果並びに評価点は、LAAの検査員以外において訂正したり、抹消したりすることが出来ないものとする。
   尚、出品申込書の記載事項を改ざんした者は、厳重処分とする。

第3章 クレーム規定

第22条　目的

この規定はオークションに出品される出品車から生じる品質問題について、これを建設的に解決し、オークションの公益性と秩序の維持をはかることを目的とする。

第23条　方法

1. 問題解決に当たっては、出品店、落札店双方とも規定に基づき、前向きの理解と協力によることを第一の方法とする。
2. 解決に当たっては、LAAが仲介し、規定に定められた範囲により、調停を図るものとする。
3. 出品店、落札店双方に理解度、協力度が不足することにより、解決が難航するときは、LAAが総合的な判断をもって裁定をおこなう。
4. LAAが裁定した結果には、出品店、落札店双方とも従うものとする。
5. LAAの裁定に従わぬ場合は、オークションへの参加制限・参加停止等のペナルティを科すものとする。

第24条　落札店義務

落札店は出品車輌を落札し購入する場合、十分な下見を行い落札後もクレーム申告期限内に落札車輌と出品申込書に相違がないことを確認し、LAAを通してクレームの申立てを行う。

ディーラー見積りを要するクレームは受付から起算して1週間（受付日含む）LAAに連絡が無い場合、クレーム取下げ扱いとする。但し、純正品以外の電装品（オーディオ・ナビ等）の見積りに関しては10日以内とする。又、出品店及び前名義人に迷惑がかからぬよう、名義変更完了前の走行使用、陸送（自走による移動）等については管理を徹底すること。

1. 「自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減に関する特別処置法」『自動車NOX法』に適用される車輌が出品されているが、地域により適用の有無があるので、落札の際は十分注意のこと。落札店からのクレームは受付しない。（免責）
2. 8ナンバー登録車（キャンピング、放送宣伝車等）は各陸運支局により基準が異なる為、装備品に関するクレームは免責とする。
3. 保証書及び後日部品（キーレス、リモコン、ナビロム等）に関して書類到着後も未着の場合は、速やかに申告のこと。書類発送後（発送日含む）7日で免責とする。
4. 落札店が、名義変更完了前に走行使用し、出品店に駐車違反（めいわく駐車）、スピード違反、その他の車輌放置など警察から旧名義人への呼び出し、問い合わせ等の迷惑等が発生した場合、ペナルティ5万円+LAAが認めた実費を請求するものとする。
5. 検査付車輌で現車にプレートが付いていなかった際の問い合わせは、落札店への書類到着後一週間以内とし、それを越えての問い合わせでプレートが無かった場合は落札店にて処理して頂くものとする。

第25条　クレームの申立て

1. 落札車輌について、クレームの申立てをする場合は、必ずLAAを通して行うものとする。
2. クレームは、当該車輌について1回限りとする。但し、LAAが認めたものについては、この限りではない。
3. クレームの受付期間は、開催日を含む6日以内で火曜日正午迄とする。よって出品店への連絡は、午後1時迄には行うものとし、電話連絡等で出品店に連絡がつかない場合は、出品店に連絡がついた時点で受付とする。但し、クレームの内容により、別に定めた期間で受付することとし、LAAが認めた特殊事情の場合は、この限りではない。『会場外の端末等で落札された会員の所在地が遠隔地で、車輌確認がクレーム受付期間を過ぎる場合は、落札店からの申告により受付期間を延長する。出品店には、LAAより連絡するものとする。⇒（車輌到着日の翌日の午後5時迄とする）』
4. クレームの申立ての為にかかる費用（ディーラー見積り費用等）については、落札店負担とする。
5. クレームの受付で、当日限りとは、オークション終了後1時間以内とする。

第26条　クレームの処理

1. クレームの処理は部品供給･相応の値引きをもって解決することを基本とするが、契約の解除（キャンセル）で処理する場合もある。
2. クレームの内容がメーカー保証にて対応できる場合は、メーカー保証にて処理するものとする。但し、保証継承にかかる費用は落札店負担とする。
3. 外車（逆輸入車含む）は、エンジン、ミッション、デフの本体に異状のあるもの及び、溶接部品（Rフェンダー、コアサポート、ステップ等）の交換歴車、修復歴車は受付ける。（出品制限車や出品申込書の書き間違い等もクレーム対象とする。）
4. 事故修復歴車は、基本的にはノークレームだが、エンジン、ミッション、デフの本体の異状は受付とする。（出品制限車や出品申込書の書き間違い等もクレーム対象とする。）
5. 現修復歴箇所より他の箇所（ルーフ、フロア、サイドメンバー（一部交換等LAA判断）、ダッシュパネル）の交換があると判断された場合は、開催日含む6日正午以内で受付ける。
6. 商談での落札は、エンジン、ミッション、デフの本体及び事故修復歴がある場合は受付ける。（出品制限車や出品申込書の書き間違い(書類クレームのみ)等もクレーム対象）
7. 事故等で、エアバッグの作動済は明記のこと。記入無き場合は欠品扱いとしてクレーム対象となる。
   又、セールスポイントに表示していない場合でも標準部品の場合はクレーム対象とする。
8. 盗難等による消火器散布車は、1ヵ月以内の受付で、落札店よりキャンセルできるものとする。（出品申込書で申告することにより出品可）尚、キャンセルの場合、陸送代とキャンセルペナルティの支払いとし、加修費等の支払いは発生しない。
9. P/W、P/M、オートカーテン、オーディオ、マフラー、触媒、ショック（特殊サス、ショックは除く）の不良については、オークション当日の受付とし、登録3年未満の車輌とする。
10. A/C（コンプレッサー･エバポレーター）ダイナモ、サンルーフ、Pシート、セルモーター、エンジンコンピュータ、特殊サス（エアサス、TEMS等）、ナビ本体（モニターマルチ等含む）等電装系の不良については登録5年未満且つ6万km以内の車輌とする。
11. 標準装備品の欠品、不良及び外品、規格外装備品などで明記していないもの。
12. レスオプションでレスした部品を記入していない場合。
13. 内外装（ガラス含む）のクレームは免責とするが、当日オークション終了後1時間以内で検査員の確認があり、尚且つ、評価に著しい違い（内外装評価=A→B、B→C、A→C）が生じる場合のみ受付ける。
14. 色違いのクレームは、当日限りで、カラーNo.記入の場合は、カラーNo.を優先とする。
15. 乗車定員は記載（構造）変更がある場合は記入のこと。（書類発送日含む7日以内受付）
16. 年式とモデルが違う場合。
17. 車歴表示がされていない時（レンタカー、営業車、特殊用途車等）
18. 積算計の不良は開催日を含む6日以内火曜日の正午までの受付で落札店よりキャンセルできるものとする。但し陸送代の支払いでキャンセルペナルティ、加修費等の支払いは発生しない。
19. 出品申込書に正しく記載すべき事項が記載されていない場合や誤解を招くような不適切及び、紛らわしい書き方をした場合。（LAA判断）
20. ドア、形状の書き違いは、当日限り。（V⇔W等の場合は6日正午迄）
21. 検査付車輌でオークション終了時に現車にナンバープレートが付いてない車で、出品申込書の出品店記入欄に「プレート後日渡し」と記入していない場合は、オークション当日（終了後1時間）のみ落札店からの申告により、無条件ノーペナルティキャンセルを受付ける。
22. 検査期限の書き違い（書類発送後7日以内）
   ① 軽自動車 ………………………………………………… 1ヵ月3,000円
   ② 小型車（5･7No.）、小型貨物車（4No.） ………………… 1ヵ月5,000円
   ③ 普通車（2,001cc以上）、普通貨物車（1No.） …………… 1ヵ月6,000円
   （6ヵ月以上異なる場合と、残月6ヵ月未満になる場合及び抹消済は落札店よりキャンセル可）
23. 新車保証書の有無（書類発送後7日以内）
   ① 保証期限内（走行含む）の車輌5万円の値引き、またはキャンセル
   ② 保証期限切れ（走行含む）の車輌2万円の値引き、またはキャンセル

③ 落札金額20万円以下の車輌は、1万円の値引き、またはキャンセル
上記は落札店に選択権があるものとする。
※新車保証書は、氏名、住所など個人情報に該当する項目は、消去しても構わないが、必ずメーカー発行の保証書に販売店印が押印してあり型式、車台番号等が確認でき、保証期間内の場合は、保証継承が可能であること。

24. 契約の解除(キャンセル)を伴なう重要事項のクレームは別表に定める。
25. その他、出品規定、検査規定等で定めた事項にそぐわぬ品質状況があった場合。
26. テレビ、ナビ等の不具合で、リモコンやロムが無いと確認できない場合、出品申込書に「後日送り」と明記されているものは、書類発送後(発送日含む)7日以内で受付、記入の無いものは、オークション開催日より6日正午以内にその旨を申告すること。

第27条　免責

次の行為及び項目に該当する場合は免責としクレームは受付けない。但し、LAAが免責不相当と認めた場合は、この限りではない。
1. クレームの申し立て前、又は申し立て中に第三者へ転売した場合。(オークション会場での成約を含む)
2. クレーム申し立て前、又は申し立て中に加修、修理、名義変更等をした場合。
3. クレーム代金(主要部品の価格)が2万円以下の場合。
4. 落札金額が20万円以下の車輌。(セールスポイント等の記載箇所の有無・不良及び、出品制限車や出品申込書の書き間違い等はクレームの対象とする。)
5. 初年度登録年より10年以上経過した車輌。但し、落札金額が50万円以上の場合は修復歴の有無、及び100万円以上の場合は、エンジン・ミッション(10万キロ未満)さらにセールスポイント等の記載箇所及び、出品制限車や出品申込書の書き間違い等はクレームの対象とする。
6. 改造車と走行不明及び走行距離10万km(62,500マイル)以上の車輌。(セールスポイント等の記載箇所及び、修復歴の有無、出品制限車や出品申込書の書き間違い等はクレームの対象とする。)
7. 同一車輌で2回目以降のクレーム申立て(受付期限の異なる場合を除く。但し、クレーム期限の(短→長)の場合のみ)
8. 純正以外の部品。(セールスポイント記載の場合は除く。)
9. 内外装の傷、ヘコミ、損傷。
10. 出品車輌に付随されて落札されたもの(ジェットスキー、ボート、単車等)。
11. 日本国外へ輸出された車輌。(いかなる理由でも、クレームは受付けない。又出品店は事実確認後LAAの裁定に従うこととする。)
12. TV、オーディオ、エアサスキット等で、出品申込書に記入の無い場合の盗難。

第28条　事実の確認

クレームを公正に行うためにLAAは、事実の確認を独自の方法で行うものとする。
1. LAAの検査員及びLAAが認めた第三者による確認。
2. LAAに車輌を引き取っての確認。
3. クレーム内容(申告後の見積り等)についてLAAが虚偽と判断した場合、ノークレームとなる場合がある。

第4章　書類・名義変更規定

第29条　書類の決裁

1. 出品店は、成約車輌について、移転登録又は新規登録に必要な書類を、当該開催日から7日以内(開催日含む)にLAAに提出すること。
2. 落札店は、車検付車輌の書類を受領後、当該開催日の翌月末日まで、又、名変期限日がある場合は期限日迄に、名義変更の手続きを完了し、速やかにLAAに検査証のコピーに回号及び号車を記入のうえ、提出すること。

第30条　書類の完備

書類の完備は、前条1項の必要な書類を具備したものとし、その他次のとおりとする。

1. 車検付の車輌において、有効期限のある書類（委任状・印鑑証明等）は、当該開催日の翌月末日までとする。
2. 出品申込書に書類期限を記入しているものは、前項の限りでない。但し、当該開催日から20日以上の書類期限は最低必要とし、それより短いものについては、記入しても無効とする。尚、落札店において期限を切らした場合、出品店は差替えする義務を負うこととするが、それにかかる日数には、落札店よりの苦情は受付けない。
3. 出品申込書に書類期限を記入していない場合で、セリ終了後、出品店の依頼によって、落札店が承諾した時に限り、早期名変手数料として以下のとおり落札店へ支払うものとする。

期限不足日数	金　　額
1日～5日	5,000円
6日～10日	10,000円
11日～15日	15,000円
16日～20日	20,000円
21日～25日	25,000円
26日以上	30,000円

4. 車検残りで自賠責保険の添付されていないものや、車台ナンバーが記載されていないものは、受け入れない。
5. 翌月末までの車検がない車輌を車検付で出品した場合は、継続検査用納税証明を添付すること。
6. 名義人死亡書類、名義人破産（裁判所判定許可申請付書類・W移転）、W移転書類（いずれも抹消書類は除く）は、出品不可とする。
   尚、成約後、発覚した場合は、10万円のペナルティキャンセルとする。
7. 法人名義の自賠責保険の譲渡証は必要に応じて出品店に請求する。その場合、出品店は速やかに手配して、事務局まで送付すること。
8. 指定陸事のみ有効の委任状は、原則として受け入れない。（但し、落札店が該当する登録地域である場合は例外とする。）
9. 事業用ナンバー（緑ナンバー、黒ナンバー）及びレンタカー登録のままでの出品は不可とし、出品店側において、自家用の登録をするものとする。（ただし抹消しているものについては除く。）
10. 自賠責保険の使用の本拠地が沖縄県や離島などで保険料が本土と違う場合には、差額を出品店で負担し、本土で使用可能な状態にするものとする。
11. リサイクル券の取扱い
    イ. R券有りの場合は、他の譲渡書類と同時に送付すること。（不足の場合は書類不備扱いとする。）
    ロ. リサイクル料金の精算は、記入された金額を車輌代金と別にオークション精算書で精算する。
    　但し、R券（リサイクル券）『有』に丸印で預託金額が未記入の場合、車輌代金に含まれるものとして精算する。

第31条　書類受付・時間

LAAへ直接提出の際には、月～金曜日の午前9時30分から午後5時までに到着分に関しては、本日分の受付となるが、午後5時以降になると、翌日扱いとなる。但し、オークション当日は、オークション終了後2時間まで当日受付を行うものとする。

第32条　抵当権設定車

抵当権設定車又は、差押え等の事実が成約後判明した場合、出品店責任ですべての費用を負担し、優先的に抵当権又は差押え解除の処理を行うものとする。

第33条　書類遅延ペナルティ

第29条1項に定めた期間に書類が遅れた場合は、次のとおりペナルティを附する。

1. 当該開催日を起算日とし

・12日目から発生　　　10,000円

（書類の受付により、当該開催日から翌々週月曜日午後5時以降からペナルティが発生する。又、金曜日午後5時以降並びに土曜日に到着分については月曜日の受入れとなる。）

以後1日に付2,000円加算　※土、日曜日も加算

・31日目～35日まで　　　70,000円（一律）

・36日目～　　　　　　100,000円（一律）

又、遅延日が21日目より落札店の意向によりキャンセルできるものとする。

・36日目～　　　　　　100,000円+全諸経費

2. 書類の一部不備による遅延も前項と同様の扱いとする。又、名変中等によりプレート後日渡しの際、プレートの到着が出品店の発送忘れ等により遅れた場合、遅延ペナルティに準ずる。

※　注意

ナンバープレートの外し忘れにより抹消されてないものや、有効期限が短いため差替えを要するもの等、不備書類としての受付けたものは、正当な書類が揃った時点での受付となる為、抹消や差替えが遅れた場合、遅延ペナルティの対象とする。

第34条　差替えペナルティ

落札店の不備により書類の期限を切らして差替えをする場合は、次のとおりペナルティを附し、それにかかる日数の苦情は受付けない。

1. U−1 コーナー以外

ディーラー・専業者名義の場合

ユーザー名義の場合　　　　　　　　一律30,000円

但し、ユーザー名義の場合実費が30,000円以上かかる場合は、事務局の判断により、そのかかった実費とする。

2. U−1 コーナーの場合

一律100,000円

3. 書類紛失・盗難による一式再発行による書類差替えの関しては、事務局の判断により別途ペナルティ金額を決定する。
4. 書類期限を出品申込書に記入、又は落札店が承諾した場合

一律 10,000円

（当該開催日を起算日とし、名変期限が翌月末日未満の書類）

第35条　プレート手数料

車検無し車輌で現車にプレートがついたまま落札店に届き、落札店が抹消を希望する場合、出品店にペナルティとして5,000円を徴収する。

第36条　登録名義の変更届出

1. 落札店は、落札自動車について登録名義の変更を、指定期日内に完了し、その車検証の写しを速やかにLAAに送付すること。
2. 軽自動車の転入手続に際して、軽自動車変更（転出）申請書を所轄市町村に提出し、前所有者に税請求が発生しないようにすること。

第37条　閲覧手数料

当該開催日の翌々月の10日を過ぎても、名義変更後の写しがLAAに届かない場合、LAAにて現在登録証明をあげ、手数料2,000円を徴収する。

第38条　名変遅延ペナルティ

1. U－1 コーナーの落札車輌の名義変更が翌月末より遅れた場合には、遅延ペナルティとして30,000円を徴収する。
2. U－1 コーナー以外の落札車輌の名義変更が翌月末より遅れた場合には、遅延ペナルティとして20,000円を徴収する。
3. 書類期限付の落札車輌の名義変更がその期日より遅れた場合には、遅延ペナルティとして10,000円を徴収する。
4. 軽自動車の名義変更後の写しが入手できないとLAAが判断した場合には、10,000円と、名変遅延ペナルティも合わせて徴収する。尚、ペナルティ確定後に名変コピーが届いた場合でも、その返金はしないものとする。
5. 2月開催以前、もしくは、3月の第2週目までの開催日で3月中に名義変更できることの条件付きの落札車輌の名義変更が3月末日までにされなかった場合、年度越えペナルティとして10,000円を徴収する。
6. 1～5項までで、書類不備、遅延等により、名義変更が遅れた場合のペナルティに関しては、LAAの判断により変更する場合がある。

第39条　還付請求

1. 名義変更期日内に落札車輌の登録番号と同府県内の落札店で商品登録したものは、名変後10日までに写しがLAAに提出された場合に、出品店より自動車税還付もしくは、指名債権譲渡に必要な書類を取り寄せ落札店へ送付する。尚、その写しに「還付書　類必要」もしくは「指名債権譲渡書類必要」と一目でわかる様に記入すること。
2. 前項の際、出品店に連絡後10日を経過しても必要な書類がLAAに到着しない場合は、落札店より、転出された次の写しにより再び自動車税を精算する。又、年度末を過ぎて落札店より次の写しが到着しない場合は、同府県内名変が確定したものとして、自動車税の精算を行う。

【特記】各種ペナルティの精算、自動車税還付について
前記各種ペナルティには、金額に違いが有ることを十分ご理解頂いた上で、（特に前月落札車を今月名変期限付出品される場合で、最終落札店が名義変更を遅延した場合、受け取りと支払いのペナルティに差額が発生することがあります。）出品前に自社名義に変更する等、ご注意くださるようお願い致します。LAAでは、ペナルティの差額に対しての補償は、行いませんのでご理解下さい。また、自動車税の還付等に対しても、LAAでは一切の責任を負いかねます。

第40条　自動車税および名変預託金

1. 検査付き出品車輌の自動車税は、原則としてオークション開催日の当月迄出品店負担、翌月以降は落札店負担とし、落札車輌の自動車税3ヶ月相当分を名変預託金として預かる。落札車輌が軽自動車の場合は名変預託金を1万円預かる。但し、名変期限付き車輌を落札した場合や、落札店が任意にオークション落札と同月内に変更した結果、翌月分が落札店負担となった場合でも別途清算には応じないものとするが、年度末等には別途特別ルールを設定する場合がある。未納あるいは分割納付されている場合、これに対して発生する延滞金は出品店負担とする。
2. 検査付き車輌を落札した場合、落札店登録住所と同じ都道府県内登録番号の車輌を落札した場合は、落札月翌月より年度末迄分の金額を預かる。他都道府県へ転出予定の落札車輌が、落札時の登録番号と同じ都道府県内に名義変更された場合、落札店に対して落札月翌月より年度末迄の自動車税を徴収し出品店へ返金する。
3. 上記自動車税預り金および名変預託金は、名変コピー到着後、毎月1回集計し、LAA所定の手続きにて返金する。再清算は行いませんので、同じ都道府県内で自社名義あるいは代表者名義に名義変更し、その後他府県に転出する可能性がある場合は、自動車税の清算を保留しますので、名変コピーに「他府県転出予定」と記入の上、提出のこと。但し、出品店より自動車税還付に必要な書類が届いた場合は通常通りの清算を行う。
4. 出品店は、出品車輌成約時に自動車税を完納していない場合には、名変コピー確認後速やかに納付し、継続検査が受けられる状態にしておくこと。
5. 軽自動車で検査付きの3月オークション開催出品車輌は、翌年度分を出品店が負担する。但し、落札店が3月中に名義変更した場合は落札店が負担する。

U−1 コーナー出品細則

【ワンオーナー車出品条件】

1. ワンオーナー車(自家用とリースのみ)。
※ワンオーナー車とは新車登録時から使用者名義の変更がないものを基本とするが、商品車登録の名義変更は何回されても可とする。　但し、新車時に商品登録されたものは該当しない。
2. 検査無し車輌も出品可能。(搬入･成約後の出品店名義の移転抹消は可能)
3. 自社名登録(商品車登録)出品の場合は、オークション開催日より遡って3ヵ月以内の車輌であること。また、成約後の自社名登録(商品車登録)も出品可能とする。
4. 搬入･成約後、出品店の所有権設定は可能とする。
5. 他オークション取引車輌の出品も受付ける。
6. LAA評価点は、2.0点以上(2.0点未満は、評価点該当コーナーに移行)。
修復歴車、走行不明車『メーター交換(記録の無いもの)』は出品不可。
7. 出品店記入欄及びセールスポイントに“ワンオーナー”と明記する。
8. 出品ブロック欄はユーザーに指定する。

《U−1 コーナーのワンオーナー車クレーム対象》

上記ワンオーナー車出品の1、3の各号に違反した場合、ペナルティの対象とする。
ワンオーナー車であるか無いかの事実確認は、落札店の責任で行うものとする。
尚、クレーム発生の際は、古物台帳を確認させて頂く場合があります。

① クレーム期間は書類発送日を含む7日以内。
② ペナルティ値引き7万円。
③ ペナルティキャンセル料5万円+陸送代+全手数料

〔注意〕上記②号③号は、落札店に選択権があるものとする。又、落札店についても次のとおりとする。

イ. 名義変更は(軽四輪も含む)必ず期日指定日までに実行のこと。
ロ. 書類期限を切らした場合、差替えペナルティとして、10万円+実費を請求する。
名義変更前の出品店への迷惑行為(駐禁、スピード違反、直接旧名義人に確認･請求等連絡をとる等)を犯した場合、ペナルティ10万円+LAAが認めた実費(交通費･迷惑料等)を請求する。

9. 名変期限付での出品不可。

【ユーザー買取り車出品条件】

1. ユーザー買取り後、LAAを含むオークション(インターネットオークションを除く)に出品歴のない車輌であること。
(出品取消車=未セリ車は除く)
2. ユーザー買取り後、業販歴のない車輌であること。(ユーザー→出品店→LAAこのパターンのみ出品可)
3. 車歴は、自家用とリースのみ。ワンオーナー、2オーナーは問わない。8ナンバー登録車も出品可。
4. LAA評価点は、2.0点以上(2.0点未満は、評価点該当コーナーに移行)。修復歴車、走行不明車『メーター交換(記録の無いもの)』は出品不可。
5. ユーザー名義は、個人･法人を問わず、検査証の使用者がユーザー名義で、3ヵ月以上を経過したもの。(新車でワンオーナーは3ヵ月未満でも出品可。但し、ユーザー名義1名のみ)車関係に従事する人の名義(会社、社長、従業員等)は不可。
6. 抹消後3ヵ月以内の車輌。LAA搬入後の抹消も可能。
7. 下記条件を満たせば『自社名義』での出品が可能。
イ. 出品店記入欄に『自社名変済』、『自社名変中』と記入すること。
ロ. オークション開催前の自社名は開催日を含む1ヶ月以内からAA開催後は書類受付ペナが付かない期限内10日間以内に自社名変が完了していること。
8. 名変期限付での出品不可。
9. 出品店記入欄及びセールスポイントに『ユーザー買取り車』と明記する。

《U−1 コーナーユーザー買取り車のクレーム対象》

上記ユーザー買取り車出品の1、2、3、5、6、7、8、9の各号に違反した場合、ペナルティの対象とする。

① レーム期間は書類発送日を含む7日以内。

② ペナルティ値引き7万円。

③ ペナルティキャンセル料5万円+陸送代+全手数料

〔注意〕上記②号③号は、落札店に選択権があるものとする。又、落札店についても次のとおりとする。

ハ. 名義変更は（軽四輪も含む）必ず翌月末までに実行のこと。

ニ. 書類期限を切らした場合、差替えペナルティとして、10万円を請求する。

ホ. 前ユーザーに対して迷惑行為（駐禁、スピード違反、直接ユーザーに確認･請求等連絡をとる等）を犯した場合、ペナルティ10万円+LAAが認めた実費（交通費･迷惑料等）を請求する。

注） U−1 コーナー出品分について『ワンオーナーではありません』や『ユーザー買取りではありません』など出品ブロック適用外の訂正は出品取消とさせて頂きます。
また、『ユーザー買取車』、『ワンオーナー』の両方記入の場合で、どちらか一方でも出品条件に適用しなければクレームの対象となりますのでご注意ください。